

議第136号

令和5年度滋賀県琵琶湖流域下水道事業会計補正予算(第3号)

(総則)

第1条 令和5年度滋賀県の琵琶湖流域下水道事業会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(収益的支出)

第2条 収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

支 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 琵琶湖流域下水道事業費用		千円 21,438,900	千円 4,352	千円 21,443,252
	1 営業費用	20,869,593	4,352	20,873,945

(資本的収入および支出)

第3条 資本的収入および支出の予定額を、次のとおり補正する。

(補正後の資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2,042,700千円は、過年度分損益勘定留保資金1,218,337千円、当年度分損益勘定留保資金751,208千円ならびに消費税および地方消費税資本的収支調整額73,155千円で補填するものとする。)

収 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 資本的収入		千円 13,206,200	千円 2,600	千円 13,208,800
	1 企業債	3,349,400	2,600	3,352,000

支 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 資本的支出		千円 15,248,900	千円 2,600	千円 15,251,500
	1 建設改良費	11,431,701	2,600	11,434,301

(企業債)

第4条 起債の限度額を、次のとおり補正する。

起債の目的	補正前限度額	補正後限度額
流域下水道建設事業費	千円 2,576,100	千円 2,578,700
計	3,349,400	3,352,000

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第5条 議会の議決を経なければ流用することができない経費の金額を、次のとおり補正する。

科 目	補正前の額	補正額	計
職員給与費	千円 521,802	千円 6,952	千円 528,754

上記の議案を提出する。

令和5年11月29日

滋賀県知事 三日月 大造